

滋賀県政150周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀県政150周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ（以下、「150周年記念ロゴ・キャッチフレーズ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 企業・団体、個人は滋賀県政150周年のPRを目的に、無料で告知物等に150周年記念ロゴ・キャッチフレーズを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 滋賀県の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、または使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、その使用が不適當であるとき。

(使用期間)

第3条 150周年記念ロゴ・キャッチフレーズの使用期間は、令和4年(2022年)4月12日から令和5年(2023年)3月31日までとする。

(使用承認申請)

第4条 150周年記念ロゴ・キャッチフレーズを商用利用する場合には、あらかじめ「滋賀県政150周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更)申請書」(様式第1号)に必要な書類を添付して、滋賀県知事(以下「知事」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があった場合、前条各号に該当しないことを確認し、承認することが適當であると認めるときは、「滋賀県政150周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更)承認書」(様式第2号)により通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 150周年記念ロゴ・キャッチフレーズを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条第2項または第6条2項に基づき承認された用途のみに使用すること。
- (2) 色・デザイン、縦・横の比率の改変など、応用使用はしないこと。
- (3) 150周年記念ロゴ・キャッチフレーズが使用された完成品等を使用開始前に提出すること。ただし、提出が困難であると認められる場合は、その写真をもって代えることができる。

ものとする。なお、提出された完成品等、写真は返却しない。

(承認内容の変更)

第6条 第4条第2項の使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「滋賀県政 150 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用（変更）申請書」（様式第1号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合、第2条各号に該当しないことを確認し、承認することが適当であると認めるときは、「滋賀県政 150 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用（変更）承認書」（様式第2号）により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第7条 知事は、第4条第2項または第6条第2項の使用承認を受けた者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、申請内容に虚偽があることが明らかになったとき、その他この規程に違反したときは、「滋賀県政 150 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用取消通知書」（様式第3号）により通知するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この規程は、令和4年（2022年）4月12日から施行する。

様式第1号（第4条第1項・第6条第1項関係）

滋賀県政 150 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用（変更）承認申請書

令和 年（ 年） 月 日

（あて先）
滋賀県知事

申請者 住所（所在地）
氏名（名称および代表者職・氏名）

滋賀県政 150 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズを使用したいので、下記のとおり使用（変更）申請します。

記

使用目的・方法 変更理由・方法			
使用（変更）期間			
電話番号		F A X 番号	
担当部署		担当者氏名	
緊急連絡先		メールアドレス	

※申請にあたっては、上記必要事項を記載のほか、企画書（様式任意：完成品イメージ図、写真等）とともに企画調整課あてメール (kikaku01@pref.shiga.lg.jp) にて提出してください。

以上

様式第2号（第4条第2項・第6条第2項関係）

滋賀県政150周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用（変更）承認書

令和 年（ 年） 月 日

様

滋賀県知事
（公印省略）

令和 年（ 年） 月 日付で申請のあった滋賀県政150周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズの使用（変更）について、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- （1）滋賀県政150周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズの使用
使用（変更）申請書の申請内容のとおり使用すること。
- （2）滋賀県政150周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用取扱規程を遵守すること。

2 承認番号

第 号

以上

様式第3号（第7条関係）

滋賀県政 150 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用取消通知書

令和 年（ 年） 月 日

様

滋賀県知事
（公印省略）

滋賀県政 150 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズの使用（承認番号第 号）について、
下記のとおり登録を取り消しましたので通知します。

記

- 1 氏名・代表者職氏名
- 2 住所・所在地
- 3 取消し理由

以上